

議会運営委員会

令和3年1月21日
委員会室

1 開会

2 配付資料の確認

3 協議事項

(1) 「西脇市を考える会」からの課題懇談会申込みについて

(2) 今後取り組むべき課題

- ア 総合計画を議決事件とすることについて
- イ 公聴会・参考人招致等専門的知見の活用について
- ウ 大学連携について
- エ その他

(3) その他

- ア 新型コロナウイルス感染症に係る議会対応について
- イ 12月定例会の一般質問について

今後取り組むべき課題（申し送りから抜粋）

■議会運営委員会で対応すべき事項

【今年度中に検討すべき事項】

1 議会選出の監査委員について① …×

- ・まずは監査委員の仕事を理解するため勉強会の開催を検討する。
- ・令和2年度の議員研修で実施予定
(令和元年10月18日議運、令和元年11月12日議員協)

⇒ コロナ禍のため議員研修は未実施（事務局案の候補・石原俊彦 関西学院大学商学博士）

(令和元年10月18日議運、令和元年11月12日議員協)

2 議決事件について① …×

- ・総合計画への認識を深める勉強会を行うこととし、その内容を検討する。

⇒ コロナ禍のため勉強会は未実施

まずは総合計画の「そもそも論」について、外部講師による研修会を開催する方向で進める。（事務局案の候補：北原鉄也 関西学院大学教授、杉山武志 兵庫県立大学准教授：西脇市総計策定時の学識）

(令和2年10月15日議運、令和2年10月30日議員協)

3 陳情審査のあり方について …○

- ・陳情者との事前面談や情報収集方法等を検討する。
- ・陳情審査での質疑や委員間討議が不十分であり、請願も含めて審査のあり方を検討する。

⇒ 議員個々の調査・研究に加え、活発な討議が行えるよう議運委員長案を参考に、また、正副常任委員長も議運委員長案を委員会運営に役立てることとする。

(令和2年10月15日議運、令和2年10月30日議員協)

4 政務活動費の額の見直しについて …△

- ・特別職報酬等審議会の「政務活動費の見直しの是非について検討されたい」との附帯意見を受け、増額する場合の額、開始時期、使途及び交付方法について、9月末を目途に議会運営委員会で協議する。

(令和2年2月19日議運、令和2年2月26日議員協)

⇒ 現行の額の執行率が約50%の低い状況での増額は理に適っておらず、議運委員長案をたたき台としつつ、まずは実績を残すことに取り組む。
その実績を踏まえ、次期選挙後にあらためて協議する。
(令和2年10月15日議運、令和2年10月30日議員協)

5 所管事務調査について …○

- ・調査項目は、各議員が日頃から問題意識を持ち、課題があることをピックアップして当該委員会で取り組む。
- ・所管事務調査は、閉会中継続審査の申し出事項とし、当該委員長は会議規則の規定に基づき、議長へ調査内容等を報告する。

⇒ 総務産業、文教民生両常任委員会で実施中

6 特定所管事務調査について …△

- ・特定所管事務調査は解決すべき課題があり、委員会としてこれに対する強い問題意識がある場合に取り組むもので、問題等がない場合は無理に行う必要はないとの指摘を踏まえ、各会派等の議論を経て議会運営委員会で協議する。
- ・各会派等の考え方や取扱い等の認識が異なるため、議会運営委員会で整理し協議する。

⇒ 総務産業常任委員会は、12月定例会で報告済。今後、決算審査へ繋げていく。
しかし、議会全体の特定所管事務調査の共通理解がされておらず、今後、協議が必要と思われる。

7 政策サイクルによる事務事業評価について …△

- ・事務事業評価は解決すべき課題があり、委員会として強い問題意識がある場合に取り組むべきもので、問題等がない場合は無理に行う必要はないとの指摘を踏まえ、各会派等の議論を経て議会運営委員会で協議する。
- ・各会派等の考え方や取扱い等の認識が異なるため、議会運営委員会で整理し協議する。
- ・評価を決算審査の議論（委員間討議）へ繋げることとする。

⇒ 総務産業・文教民生両常任委員会で実施中。今後、決算審査へ繋げていく。
しかし、議会全体の事務事業評価の共通理解がされておらず、今後、協議が必要と思われる。

8 P P D C A サイクルについて …×

- ・各委員会の取組を進めるに当たり、当該調査及び事業等の実施期間、取組内容等を整理し、様式に記載して進行管理を行う。
- ・様式の記入は正副委員長が行う。

⇒ 所管事務調査等に関するP P D C A サイクルの様式が、ほとんど提出されていない状況である。

- 9 コロナ禍における議員報酬等について（追加分） …×
- ・令和3年3月末まで議員報酬を10%削減し、新型コロナによる一人親世帯の生活悪化の改善等に充当している。
 - ・本年4月以降について、本議会の対応を検討する。
- （令和2年9月29日議運、令和2年10月13日議員協）

⇒ 4月以降の取扱いを早急に協議する。

【次期改選までに検討すべき事項】

- 1 議長の常任委員会の所属について …△
- ・過去の議論により、現在、議長は常任委員会委員を辞任していることを踏まえ、緊急的な対応として次期改選までの間、議長に当該常任委員会委員に所属してもらい、改選後の取扱いはあらためて協議する。
- （令和2年1月17日議運、令和2年2月10日議員協）
- ⇒ 今年11月の選挙によって構成確定後、あらためて協議する。
- 2 議会選出の監査委員について② …×
- ・2年間の在任期間に、議会審議の充実や議会機能の向上に繋がっているか取組を検証する。
 - ・また、次期監査委員に何を望むべきかも検討する。（廃止もあり得る。）
- （令和元年10月18日議運、令和元年11月12日議員協）
- ⇒ ①の議員研修が未実施であるが、今年11月の選挙までに検証し、次期への申し送りとする。
- 3 組合議会及び各種審議会について …○
- (1) 都市計画審議会委員の選出
 - ・地区割を撤廃した選出のあり方を次期選挙までに検討する。
 - (2) 北播衛生事務組合議員及び氷上多可衛生事務組合議員の選出
 - ・令和元年12月の改選時は、現状の選出区分により選任することとし、次期選挙までに地区区分のあり方を検討する。
- ⇒ 事務局作成の選出区分によって選出する。
- （令和2年12月22日議運）
- 4 議決事件について② …×
- ・基本構想特別委員会の審査状況を踏まえ、総合計画基本計画を議決事件とするか検討する。他の計画についても検討する。

⇒ ①の議員研修が未実施であり、まずは総合計画の勉強会から進める。
(令和2年10月15日議運、令和2年10月30日議員協)

【その他】

- 1 参考人招致、公聴会及び専門的知見の活用について …△
 - ・それぞれ実施方法等について、行政視察も含め調査検討する。
- ⇒ 議運副委員長作成資料に基づき検討を進める。
令和2年5月配布の林議員作成資料を参考に各会派等で協議・検討する。
(令和2年10月15日議運、令和2年10月30日議員協)
- 2 大学連携について …△
 - ・現時点では、連携すべき課題やメリットなど具体的なイメージが共有できていないため研究課題とし、まずは資料収集から進める。
- ⇒ 議運副委員長作成資料に基づき検討を進める。
令和2年5月配布の林議員作成資料を参考に各会派等で協議・検討する。
(令和2年10月15日議運、令和2年10月30日議員協)
- 3 一般質問の通告書及び質問のあり方について …△
 - ・通告書提出後、記載内容を訂正するケースが見受けられるため、通告書の記載内容及び聞き取りのあり方を議員間で話し合う。
 - ・一般質問が確認のみで終わっているケースに加え、パフォーマンスとなっている点も見受けられる。一方、できるだけ多くの議員が一般質問をするべきとの見方もある。
 - ・解決策として、議員が互いに注意し合うことで改善に繋げていく。
 - ・一般質問は、市長と政策論議を深め、交わす場であり、現状確認で終わるのではない。議員はこのことを十分認識して行う。

(令和元年12月24日議運、令和2年1月14日議員協)
- ⇒ 議員間で指摘し合うなど、引き続き研鑽に努める。
(令和2年7月2日議運、令和2年7月13日議員協)
- 4 議場内の議員の呼称について …×
 - ・議場内の議員の呼称は〇〇議員、委員会時は〇〇委員とする。
- ⇒ 特に、委員会時に「〇〇さん」と発言されるケースが多く見受けられ、再度、注意喚起と徹底が必要である。

新形コロナウイルス感染症に係る議会の対応について

現状の感染が継続している状況を踏まえた対応としている。

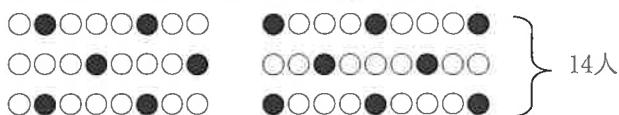
1 本会議

(1) 出席者

- ・本会議第1日…特別職、議案提出部長・議事担当
- ・本会議第2日…特別職、質疑答弁部長、議事担当
- ・本会議第3日…同上
- ・本会議第4日…特別職、議案提案部長、一般質問関係部長、議事担当
- ・本会議第5日…特別職、一般質問関係部長、議事担当

(2) 傍聴

ア 北播磨管内における過去1週間の1日平均の新規感染者数が3人未満



イ 同3人以上5人未満



ウ 同5人以上又は市民の感染が判明した場合

自粛の要請（住民の感染判明の場合は、翌日から2週間）

(3) 委員長報告、質疑、討論、採決及び一般質問

- ・通常どおり実施
- ・演壇及び質問席での発言時に限りマスクを外すことを可とする。

(4) 健康管理及び3密対応

- ・朝の検温実施（37.5度を超えていいる場合は欠席してもらう。）
- ・うがい、手洗いの励行
- ・入退場の際、アルコールによる手指消毒
- ・議場内は必ずマスクを着用（発言時に外す場合は議長の許可を受ける。）
- ・議場及び傍聴席は、1時間又は一般質問ごとに扉を開け約10分の換気

2 各委員会

(1) 出席者

- ・各委員会委員、理事者（特別職、説明員、議事担当）

(2) 傍聴

- ・市民傍聴は従来通り最大3人
- ・議員傍聴は不可（ライブ中継で確認願う。）

(3) 健康管理及び3密対応

- ・朝の検温実施（37.5度を超えていいる場合は欠席してもらう。）
- ・うがい、手洗いの励行
- ・入退室の際、アルコールによる手指消毒
- ・委員会室内は必ずマスクを着用（発言時に外す場合は委員長の許可を得る。）
- ・1時間ごとに約10分（又は30分ごとに約5分）窓及び扉を開け換気

※住民の感染が発生した場合、感染状況によっては、あらためて議会運営委員会を開催し対応を検討